

【疑義照会事前同意プロトコル事項】

- ① 成分名が同一である先発／後発品の銘柄変更
例) 先発品から先発品への変更 ノルバスク錠⇔アムロジン錠
例) 後発品の銘柄変更 ロキソプロフェン錠「サワイ」⇔ロキソプロフェン錠「日医工」
- ② 内服薬の剤形変更
例) 錠剤⇔散、カプセル
例) 普通錠、散剤⇔OD錠 など (アドヒアランスを考慮)
- ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更
例) アーチスト錠 2.5mg 1錠⇔アーチスト錠 1.25mg 2錠
- ④ 保険請求上、逸脱した用法の是正(漢方薬・ビスフォスフォネート製剤・αGI製剤等糖尿病薬等)
例) 漢方薬 食後⇒食前もしくは食間、ビスフォスフォネート製剤 朝食前⇒起床時 月1回⇒1週に1回
- ⑤ 湿布薬や軟膏での包装単位変更
例) ヒルドイドソフト軟膏 25g 4本⇔ヒルドイドソフト軟膏 50g 2本⇔ヒルドイドソフト軟膏 100g
- ⑥ 残薬調整のための交付(処方)日数短縮(抗がん剤・麻薬を除く)
例) A医薬品 35日処方において 20日分残薬あり⇒15日処方へ変更
- ⑦ 次回予約日に対して、交付(処方)日数に明らかに相違がある場合の処方日数の適正化
次回予約日が 90日後にもかかわらず、B医薬品 60日処方⇒90日処方へ変更
- ⑧ 一包化における調整
例) 緩下剤などを全一包化の指示から一部一包化へ変更
- ⑨ 医師の指示ではない患者希望等で行う半錠(半割)、粉碎、混合あるいは一包化
半錠(半割)、粉碎、混合あるいは一包化することにより飲み忘れが防止できるものに限る
- ⑩ 患者希望等で行う消炎鎮痛外用剤におけるパップ剤からテープ剤への変更、またはその逆
例) モーラスパップ⇔モーラステープ
- ⑪ 消炎鎮痛外用剤における貼付剤の合計処方量とコメントでの指示枚数が異なる場合の適正化
例) C医薬品 (7枚入) 30枚処方⇒35枚へ変更
例) D医薬品 28枚 1日2枚 35日分⇒70枚へ変更
- ⑫ 外用剤の用法(適用回数・適用部位・適用タイミング)が口頭で指示されている場合の用法追記
部位、回数については適応症などを考慮し、記載漏れがある場合に行う
- ⑬ 患者希望等で行うエンシュア・H/ラコール/アミノレバン EN等における味の変更
例) エンシュア・リキッド「バニラ味」⇔「コーヒー味」